

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に替えて特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を新設することにしました。
- 2 災害派遣手当の支給対象となる職員の範囲を改めることにしました。
- 3 復興計画の作成等のため本市に派遣された職員に対して支給する災害派遣手当の額等を定めることにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この条例は、公布の日（令和5年10月2日）から施行することにしました。ただし、一部の規定は、令和5年9月1日から適用することにしました。

(総務局人事部給与課)